

「若年層を中心とした求職開拓事業」に係る 提案書技術審査委員会設置要綱

1 目的

令和2年度若年層を中心とした求職開拓事業の総合評価落札方式を実施するに当たり、次のとおり「若年層を中心とした求職開拓事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、若年層を中心とした求職開拓事業に関し、応募者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果を支出負担行為担当官に報告する。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	外部有識者
委員	外部有識者
委員	千葉労働局内部職員

3 委員会の開催及び運営

委員会は千葉労働局職業安定部職業安定課長（担当課室の長）が招集及び開催する。
なお、委員会の庶務は、千葉労働局職業安定部職業安定課（担当課室）が処理する。

4 設置期間

令和2年3月27日から開札時まで（予定）

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。